

**「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」(案)に対して提出された
意見・情報ならびに県の考え方および対応について**

番号	ページ等	意見等	滋賀県の考え方
3 建築物の耐震診断および耐震改修の実施について			
1	P12 図表3-3 高齢化率 について	本市高齢化率についてR5.10.1現在の高齢化率は県HPで公表されている季報によれば111,315人に対し65歳以上は30,669人になります。 27.6%となりませんか。	図表3-3の高齢化率の元となる高齢者数は、総数から年齢不詳分を引いた数を母数としております。 ※2にその旨、説明を追加しました。
2	P18	P18 1行目から項目のタイトルと本文の記載内容が合っていない。	ご意見を踏まえ、タイトルを『公共建築物の耐震化の現状』から『公共建築物の耐震化の推進』に修正しました。
3	P19	P19 2行目から5行目の本文の参照図表として「(図表3-12)」と記載されているが、新築戸数を示しているのなら、図表3-12にその戸数を明示した方が分かりやすいのではないのか。	戸数を明示しました。
4 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策に関する事項			
4	P25	P25 耐震診断・耐震改修に必要な知見を持つ技術者について、近年の状況として当該技術者の高齢化が進み、実際に業務として担える方が減少しているように見受けられることから、県・市の事業を円滑に実施するために必要な技術者数を「確保」することも育成または養成の視点として記載しておく必要があるのではないのか。	いただいたご意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
5	P25	P25 上記の技術者について、本文では「育成」と「養成」という記載があるが、新規の入門的なニュアンスの「養成」と、さらに育てて上達を目指すニュアンスの「育成」を使い分けるとすると、前述のように実際に業務として担える方を増やすための「育成」についても「(1)耐震診断・耐震改修技術者の養成」の本文中に加えていただきたい。	ご意見を踏まえ、3行目の育成を養成等と修正しました。 また、育成につきましても、本文中に追加しました。
6	P25	P25 「4. 4安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備」について「耐震」だけでなく「上下水道」や「地盤沈下」「道路整備状況」等の総合的な診断について案内が必要だと考えます。 耐震診断は建築物を「解体」「リフォームして延長使用」「短期使用」などの判断の1項目だと思いますが、耐震化改修後に水道管改修に多額の費用が発生することから解体になる場合や、学校等で耐震改修に生徒減少で解体される場合があります。 耐震改修費が無駄にならないよう総合的な判断材料となるようにいくつかのメニュー提示が必要ではないか？ 例としては健康診断のように簡易検診から人間ドックまで年数やリスク要因に応じてプラン提示することで総額費用の目安が推測できるのが安心できる環境ではないか？	本計画につきましては、1.2計画の目的に示されており、建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、および基本的な枠組を定めることを目的としております。 なお、いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

番号	ページ等	意見等	滋賀県の考え方
5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項			
7	P30 33.34行目	住宅月間→住生活月間に修正が必要と思います。 (理由) キャンペーン月間の名称が変わっているようです。	修正しました。
8	P30	今般の「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」原案について、計画の趣旨に賛同いたします。 その上で、30ページ記載の「5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項」の「5.2 パンフレット・セミナー等県民への啓発の推進」の関連として、協会または保険会社で実施している「地震保険の割引制度の周知」を本計画に盛り込んでいただくことを提案いたします。 また、31ページ記載の「5.4 減災教育による人材育成」の関連として、日本損害保険協会では防災・減災教育に関するコンテンツを提供していますので、活用を検討願います。	本計画につきましては、県の基本方針を示すこととしており、「地震保険の割引制度の周知」につきましては、県民の目に留まりやすいかたちでパンフレットなどによる普及啓発を検討してまいります。 また、提供いただいた防災・減災教育に関するコンテンツにつきましても、活用の検討をさせていただきます。
別冊(附表)			
9	P10 22、23行 附表1-3	本市に関わる第2次緊急輸送道路について、一般県道164水口竜王線0.7kmと一般県道178泉日野線0.4kmが追記されています。 以前の素案照会時にはなかったと思いますので、以下の点についてお教えてください。 ・この2路線は、緊急輸送道路の令和7年3月改定時において追加されたものでしょうか。 ・この2路線に関わる「道路をふさぐおそれがある住宅・建築物」の調査及び、法14条第3号対象建築物数の追加等は、台帳を所管する特定行政庁において行うと考えてよいでしょうか。 (理由) 本市内において緊急輸送道路が追加されたため。	・ご指摘のとおり、この2路線は第2次緊急輸送道路の令和7年3月改定時に追加されました。 ・この2路線に関わる「道路をふさぐおそれがある住宅・建築物」の調査及び、法14条第3号対象建築物数の追加建物が現存するかの調査は、所管行政庁である滋賀県において行っております。
10	P19 附表4-1	附表4-1 「技術者の育成・登録、診断員の育成」において、実施機関として記載されている「(一財)滋賀県建築住宅センター」は削除願いたい(実施していないため)。	実施されていないので削除いたしました。
11	P19 附表4-1	附表4-1 「耐震診断」において、市町の業務の受託は契約に基づいて(一財)滋賀県建築住宅センターが行っているものであり、主体的な実施機関ではないため削除願いたい。	実施の際に受託して頂いている機関として記載しております。